

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 7 月 24 日

株式会社数理技研

代表取締役社長 小川 浩二

問合せ先： 経営管理グループ 03-6417-4778（代表）

<https://suri.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小川 浩二	619,030	26.99
株式会社アニヴェルセルHOLDINGS 代表取締役 青木 柁允	410,000	17.87
青山商事株式会社 代表取締役 遠藤 泰三	220,000	9.59
数理技研従業員持株会 理事長 中神 正史	216,720	9.45
松永 保行	100,870	4.40
東條 巖	100,000	4.36
高山 照夫	50,000	2.18
中村 繁	50,000	2.18
夏野 剛	50,000	2.18
大塚 利弘	49,660	2.16

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現在、当社に支配株主はおりませんが、支配株主との取引が発生する場合は、当該取引が独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件であることを確認し、少数株主の利益を害することのないよう、適切に対応することとしております。 また、関連当事者との取引も同様に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 裕亨	他の会社の出身者											
村田 真揮子 (戸籍名：田原 真揮子)	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
小林 裕亨	—	—	法人経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営陣とは独立した立場で、専門的な知識や経験を経営に反映させることで、経営判断の質の向上が期待できると考えております。
村田 真揮子 (戸籍名：田原 真揮子)	—	—	弁護士としての専門的な知識のほか豊富な実務経験を有しており、経営陣とは独立した立場から監視を強化することにより、当社のコンプライアンス機能の強化や経営の透明性の確保に資するものと考えております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、原則として月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。 また、監査役は、実効性を高めるため、内部監査担当者及び監査法人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行う三様監査を行い、各監査の実効性の確保に努めております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山川 隆	他の会社の出身者													
外園 雅大	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
山川 隆	—	—	法人経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、コーポレート・ガバナンス等の観点から経営を監視することで、経営陣の判断の妥当性や企業活動の健全性の確保に資するものと考えております。
外園 雅大	—	—	公認会計士としての豊富な経験と深い専門知識を有しており、その専門的な観点から財務報告の適正性や内部統制の有効性の監視・監査など、企業活動の透明性や健全性の確保に資するものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、役員及び従業員に対して、業績向上に対する意欲を高めることを目的としたストック・オプション(新株予約権)を付与しております。また、今後においても、優秀な役員及び従業員を確保するためにストックオプション制度などの株式報酬型のインセンティブを活用する可能性があります。

ストックオプションの付与対象者	取締役、従業員
-----------------	---------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。 取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、会社が役員に対し取締役または監査役としての業務執行の対価として支払うもので、当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、次のとおりであります。

イ．基本方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責などに応じて、他社（世間）水準、会社業績及び従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

常勤役員の報酬は、会社の業績や経営状況、役員本人の担当職務、職務執行能力の成果、及び責任の実態などを斟酌して決定しております。非常勤役員の報酬は、当該役員の会社への貢献度や責任の実態、社会的地位などを斟酌して決定しております。

ロ．役員報酬の構成

役員の固定報酬は、毎月金銭により支給します。但し、取締役が従業員職務を兼務しているときは、役員報酬と従業員給与とに区分して支給します。また、常勤の取締役に對しては、会社の業績等に応じて、毎月の固定報酬に加えて役員賞与を支給することがあり、役員賞与は、当該期間の各取締役の業績への寄与度を斟酌して、その都度決定します。

さらに、当社取締役（非常勤の取締役を含む）の業績向上に対する意欲を一層高めることを目的として、会社法第 361 条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行することがあります。本ストックオプションについては、従来株主総会で承認頂いている報酬限度額（下記 ハ）とは別枠で発行するものであります。

ハ．報酬限度額（役員の報酬等に関する株主総会の決議及びその内容）

当社の役員報酬については、株主総会決議より取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

取締役の基本報酬については、2019 年 6 月 27 日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額 3 億円以内と決議されております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。

監査役の基本報酬については、2019 年 6 月 27 日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額 5,000 万円以内と決議されております。

ニ．役員報酬の決定手続き

各取締役及び各監査役の報酬額は、「役員報酬規程」を制定し、各取締役に對する報酬等の具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会において、その都度決定します。

但し、取締役会が代表取締役社長に決定を一任した場合、社長が決定します。各監査役に對する報酬

等の具体的金額、支給の時期等の決定は、監査役の協議（会社法 387 条 2 項）により決定します。

なお、役員賞与を含めた取締役の報酬等は、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内（上記（ハ））で支給されます。

最近事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会は代表取締役社長小川浩二に対し各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会・監査役会等の運営に関して、社外取締役及び社外監査役が適切に職務を遂行できるよう当社の経営管理グループが適宜サポートしております。具体的には、取締役会・監査役会における資料の事前配付及び情報提供等を行い、活動しやすい体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、会社の経営上の意思決定機関として、経営方針及び業務執行に関する重要事項並びに法令または定款で定められた事項について審議及び意思決定を行うとともに、取締役による業務執行状況の監督を行っております。

本書提出日現在、取締役会は社外取締役 2 名を含む取締役 5 名で構成されております。取締役会は毎月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。また、監査役 3 名も出席しており、取締役の業務執行に関する監査が行われております。

2. 監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、経営及び業務執行全般に関して幅広く監査を行っております。

本書提出日現在、当社の監査役会は監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）であり、常勤監査役 1 名及び非常勤監査役 2 名で構成されております。監査役会は、常勤監査役が議長を務め、毎月 1 回監査役会を定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。監査役会においては、監査計画を策定し、これに基づく監査実施状況を確認するとともに、監査役間の連携を緊密に行い、監査に必要な情報の共有を図っております。

また、各監査役は取締役会に出席し、必要な意見表明及び取締役の職務執行の監督にあたっております。さらに、内部監査担当者及び監査法人との情報・意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

3. 内部監査

当社の内部監査については、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を配置して、内部監査業務に当たっております。

内部監査は、事業の適正性を検証し、全部門の業務の有効性及び効率性を担保することを目的とした監査計画に基づいて実施され、監査結果を代表取締役社長、及び取締役会並びに監査役会へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘・フィードバックを行い、是正を促す等、業務の適正性の確保を図っております。また、内部監査担当者と監査役会は監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報・意見交換を行って、緊密な連携を図っており、併せて三様監査の観点から監査法人を交えた定期的な情報・意見交換も実施しております。

4. 会計監査

当社は、監査法人アヴァンティアと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。

5. リスク・コンプライアンス委員会

当社はその規模感から、リスク管理とコンプライアンスを区分することなく、ともに所管することが効率的・かつ効果的であると判断し、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とし、社外取締役（弁護士）を含む取締役、執行役員、幹部社員など、取締役会において選任された委員により構成され、原則として3ヵ月に1回開催しております。

コンプライアンス面においては、コンプライアンスへの取組みに関する基本的事項について定めた「コンプライアンス規程」に基づき、これを徹底することにより社会的信用の向上を図ることを目的とし、法的要求事項を遵守する基盤の整備に注力しております。また、役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、適宜研修を実施し、役職員への制度内容の周知徹底に努めているほか、「内部通報規程」及び「内部通報マニュアル」を制定し、内部通報・外部通報への適正な対応の仕組みを定め、内部通報制度を整備しております。

リスク管理面においては、リスク管理に関する基本的な事項を定めた「リスク管理規程」に基づき、当社の全般的なリスク評価及びリスクマネジメントの推進・監督を目的として、リスクの発生防止またはリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることに注力しております。また、当社の各部署に対して指示・指導などの必要な措置をとり、当社全体のリスク管理の状況を把握するとともに、必要な指示を行い、実効性のあるリスク管理を推進しております。

6. 外部専門家

当社では、弁護士、社会保険労務士法人及び税理士法人と契約を締結し、適時・適切な助言を受けられる体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。当社では、取締役会が適正かつ迅速に経営の基本方針や重要な業務の執行の決定を行い、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成される監査役会が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の

効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

取締役会及び取締役、業務執行及びその監督の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した立場の監査役に、取締役会及び取締役に対する監査機能を担わせることが、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、経営の公平性と健全性を確保するための有効なコーポレート・ガバナンス体制を堅持することが可能になると判断しております。

また、当社内のガバナンスを強化する機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当社の企業規模、事業内容を勘案し、この体制が経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制であり、持続的な成長及び長期的な株主価値の向上に有効であると判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、現在、株主総会日の 2 週間前に招集通知を発送しておりますが、今後は、より早期の発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は、多くの株主に出席頂きたく、集中日を避けて開催いたしております。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、発行者情報、決算情報、各種プレスリリース等を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画部及び経理財務部を担当部署とし、積極的な IR 活動を行っていく予定であります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「株式取扱規則」を定めております。なお、5 月 15 日及び 7 月 17 日開催の取締役会において、株式上場に対応した「株式取扱規則」の改定、並びに、5 月 29 日開催の取締役会において、「情報開示規程」及び「内部情報管理規程」を新規に制定しており、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めてまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、お客様、株主、投資家、従業員、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、貴取引所の定める適時開示規則に準じた、迅速かつ正確な情報開示を行います。 併せて、当社をご理解頂くために有効と思われる情報につきましても、ホームページに掲載するなど積極的な情報開示に努めてまいります。
---------------------------	---

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりであります。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を定期的に評価し、必要な改善措置を講じるほか、経営環境の変化等に対応して、この基本方針について不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

<内部統制システムに関する基本方針>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、事業活動において法令・企業倫理・社内規程等を遵守し、あわせて企業不祥事等の撲滅を目指すため、当社全体でコンプライアンス体制を構築する。
- (2) 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンス（法令等の遵守）の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めるものとする。すべての役員及び従業員は、企業行動規範の基本原則である「コンプライアンス規程」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。
- (3) 当社は、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した「内部通報規程」による内部通報制度を運用する。
- (4) 当社は、内部監査の実施にあたっては、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程等に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか、公正不偏に検証することとする。
- (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存する。
- (2) 当社は、「情報セキュリティ規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、

情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクを適切に認識し、損失発生 of 未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制の整備を推進する。
- (2) リスク管理に関する会社全体のリスク対策実施状況の確認等を定期的に行う。
- (3) 当社において重大なリスクが顕在化したときには対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、原則毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行い、当社の取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、「中期経営計画」及び単年度の「経営計画」を策定する。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用をはかり、有効性評価、維持・改善等を行う。
- (2) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査業務を円滑に遂行するために適切な使用人を配置する。なお、当該使用人は監査役の指揮命令に従い業務を行い、人事考課等に際しては、常勤監査役に意見を求めることとする。
- (2) 取締役は、監査役補助使用人がその監査業務を遂行するうえで不当な制約を受けないように配慮しなければならない。監査役補助使用人は監査業務遂行にあたり不当な制約を受けたときは、監査役に報告し、制約の排除を求めることができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、
 - ① 当社の信用を著しく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - ② 当社の業績に著しく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - ③ 企業倫理、コンプライアンス、定款に違反したもの、またその恐れのある重大なもの

④ その他①～③に準ずる事項

について、発見次第速やかに監査役に報告するものとする。

- (2) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (3) 管理担当取締役は、当社における内部者通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。
- (4) 内部者通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。
- (5) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が監査法人及び内部監査部門と緊密な連携を保ち、足らざる点を補完しつつ相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査が実施できるよう「三様監査」体制の環境を整備するものとする。
- (2) 監査役は、取締役から実効的かつ機動的な報告がなされるように、社内規程の整備その他社内体制の整備を代表取締役を求めることができる。
- (3) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (4) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (5) 監査役は、原則月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、監査法人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (6) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに速やかに応じる。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

1. 内部統制システム全般

当社では、内部統制に関する基本方針と規程を整備し、役員・社員の責任を明確化したうえで、内部監査・監査役監査・会計監査の三様監査による定期的な情報交換を通じて連携を強化し、内部統制の徹底と改善に努めています。

また、内部通報制度を設けることで不正の早期発見と是正を図っています。

2. リスク・コンプライアンス管理体制

当社では、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に一度実施しております。リスクを予見し、適切に評価をするとともに、必要な措置を講じております。またコンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努めております。

3. 内部監査

当社の内部監査は、内部監査計画書に基づき、当社の全部門について原則年1回実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的責任ある企業として、暴力団を始めとする反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり定め、この基本方針を実現するための体制を構築しております。具体的には、「反社会的勢力への対応に関する規程」及び「反社会的勢力への対応実務マニュアル」を策定し、また、公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センターにおける賛助会員へ入会しております。

<反社会的勢力に対する基本方針>

- ・反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- ・反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制の強化を図ります。
- ・反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として民事及び刑事の両面から法的対応を行います。
- ・いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
- ・反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

V. その他

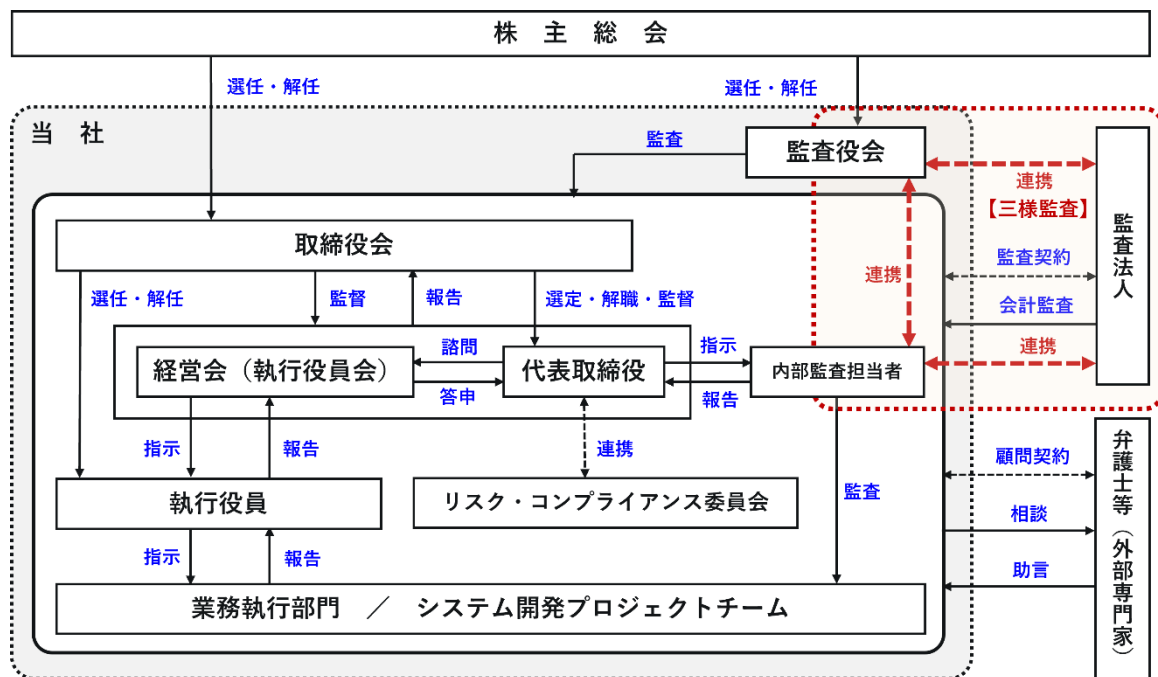
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

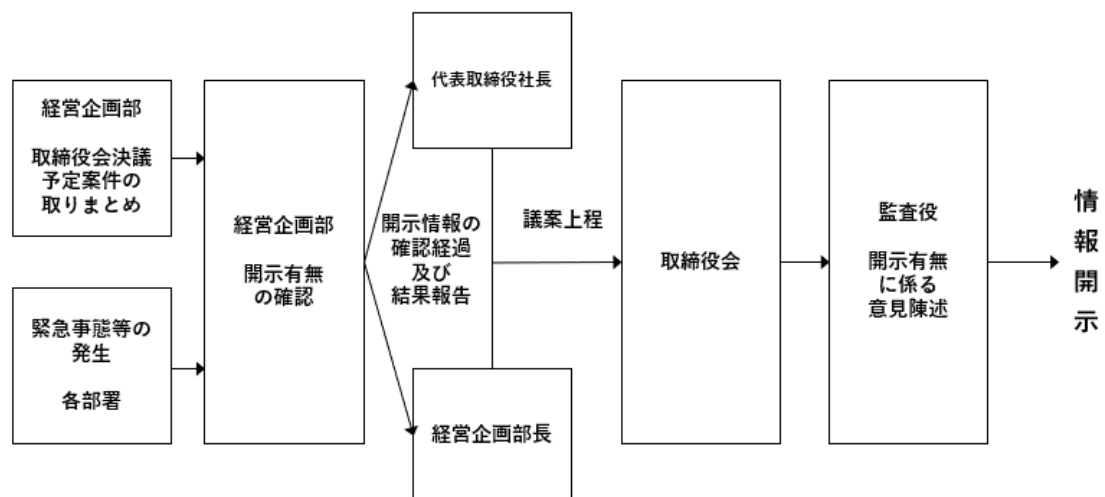
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する業務フローの模式図は、次のとおりであります。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上